

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例（昭和２５年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２６条の８第１項中「においては、法第３１４条の７第１項」を「には、同項」に、「同項第１号に掲げる寄附金」を「同条第２項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第２項中「第３１４条の７第２項」を「第３１４条の７第１１項」に改める。

附則第５条の７中「第３１４条の７第２項第２号」を「第３１４条の７第１１項第２号」に改める。

附則第７条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第１項中「によって」を「により」に、「第３１４条の７第１項第１号に掲げる寄附金」を「第３１４条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第３項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第２項及び第３項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第７条の２中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和元年６月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 改正後の大垣市税条例（以下「新条例」という。）第２６条の８並びに附則第５条の７及び第７条の２の規定は、令和２年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２ 新条例第２６条の８第１項及び附則第７条の２の規定の適用については、令和２年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２６条の８第１項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第１項第１号に掲げる寄附金（令和元年６月１日前に支出したものに限る。）
附則第７条の２	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第３１４条の７第１項第１号に

		掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は大垣市税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第 号)附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の規定による改正前の大垣市税条例附則第7条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 3 新条例附則第7条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。